

債権者保護手続における 二重公告について

登記実務
からの考察

・ 商業・法人登記・

司法書士 土井万二
電子公告調査株式会社 代表取締役

初めに

私は司法書士の傍ら、会社法942条に基づき「電子公告調査機関」として登録を受けた会社を運営している。調査機関の業務は、電子公告の掲載の事実証明をすることであり、具体的には、電子公告の公告すべき期間中、6時間に1回以上の頻度で、掲載の事実を確認し、その記録を「電子公告調査結果通知書」として委託者に交付することである。電子公告調査とは、掲載の事実を証明するにすぎず、公告内容が適法かどうかの判断をするものではない。

しかし、この掲載の事実証明こそが、「公告をしたことを証する書面」として、商業・法人登記の申請時の添付書面となる場合もあり、重要な役目を担っている。

電子公告制度が始まって平成23年2月で満6年となるが、司法書士として、また電子公告調査機関としてしばしば相談を受けることがある「債権者保護手続」について取り上げたい。

二重公告

合併等組織再編行為、資本金、準備金の額の減少などの際には、ある一定の債権者がその行為について異議を述べることができる（例：吸収合併存続株式会社の場合、会社法799条）。このように異議を述べることができる債権者宛てに、官報で公告し、かつ、知っている債権者には、各別に催告しなければならないのが原則である（例：会社法799条2項）。しかし、建設会社や物流会社などの場合、債権者数が多く、各別の催告をしようとするとその数が膨大なため、多大な労力を

要する。また、債権者の範囲をどの程度とするかで迷うことがある。電力会社、ガス会社、通信会社などを数え上げていくと限りなく多くなる。そこで、上場会社などの債権者数が多い会社は、定款で電子公告を公告方法として定め、官報公告と電子公告を併用（二重公告）することによって、各別の催告を省略している。二重公告を行うことによる各別の催告省略は、平成9年の商法改正の時から認められていたが、官報と時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の併用しかできず、コストがかかるため、利用できる会社が限られていた。しかし、会社法施行前の最後の商法改正（平成17年2月1日施行）で「電子公告制度」が導入されたことにより、官報と電子公告による二重公告を行うことが可能となった。コストパフォーマンスに優れた催告省略ができるようになったのである。

本稿では、官報と電子公告により二重公告を行う場合における、それぞれの掲載の時期や債権者異議申述期間について、幾つかの考慮すべき事項を取り上げてみたい。

異議申述期間が異なる場合

まず、官報と電子公告を併用して公告する場合の、公告の時期について考察してみたい。例えば、吸収合併存続株式会社の場合、会社法799条3項にしか二重公告についての規定がない。この条文を要約すると以下のとおりとなる。

「吸収合併存続株式会社が、債権者異議申述公告を、官報のほか、定款で定めた会社の公告方法に

従って、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告によりするときは、各別の催告はすることを要しない。」

公告の時期については全く規定がない。例えば、官報が2月4日掲載であるのに、電子公告はその翌週の2月11日から掲載され、ともに公告文中に「異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい」とある場合、この公告は適切であろうか？官報を見た人と電子公告を見た人で、債権者異議申述期間が異なってしまう。さらに双方を見た人は混乱してしまう。

確かに、会社法には、二重公告を行う場合に「異議申述期間を揃えなければならない」旨の規定はない。そして実例を見ていても、数は少ないものの、このような公告がある一定の割合で存在する。

債権者異議申述公告をしたことを証する書面は商業登記の申請書添付書面である（例：商業登記法80条）。もし申請が却下されてしまうと、登記という会社法上の手続が完結しないこととなってしまうが、実際にこのような債権者異議申述期間が異なった2つの公告の実施例で、その後登記情報を追いかけてみたが、すべて受理されているのが現状である。その理由は、商業登記法の申請却下事由に該当しないからである。本来、常識的に考えれば、2つの公告で債権者異議申述期間は一致すべきであるが、そのような規定がない。また、規定がないのであるから、会社が2つの公告のすべての期間を異議申述期間としてとらえていれば、債権者にとって不利益はなく問題がないと考えられる。

掲載開始時と公告文面

ここでは、債権者異議申述期間が一致すべきであるとの見解を前提に考察をすすめたい。まず、電子公告の開始時（日と時刻）については、様々な解釈がなされてきた経緯があり、電子公告制度開始時は、公告文

面における掲載日付の午前0時が開始時とされて運用が始まった。「公告期間は公告開始日の午前零時零分から開始する」（下山祐樹（司会）ほか「座談会 電子公告制度の導入と実務対応」商事法務1720号18頁〔下山発言、始関正光回答〕）という記述が根拠となり、電子公告制度の施行後数年間は、公告掲載開始時刻も午前0時0分でなければならないと思われていた。公告期間の起算時と掲載開始時は同一でなければならないと思われていた節があったのである。しかし、電子公告の掲載開始時は、必ずしも午前0時0分である必要はない。現在では、電子公告は会社の都合でいつ何時でも（土日祝であっても）開始できるという認識が広まっている。ただし、期間計算については、民法第140条の規定に従うことになる。

（参考）民法140条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

次に、官報の発行時刻と慣習について整理したい。官報の発行時は平日の午前8時30分とされている。発行日の午前0時に発行されていないため、民法140条の規定により、翌日から期間が起算される。官報公告においては、その点を明示するために、債権者異議申述期間を「本公告掲載の翌日から一箇月以内」とする慣習がある。本来、民法140条は当然適用されるので、債権者異議申述期間の開始時としてわざわざ「掲載の翌日から」と記載する必要はない。民法の期間計算を知らない人に対して期間を明示する意味があるのであろう。

ここで、官報の期間計算は必ず翌日から起算されるが、電子公告は開始時が午前0時の場合に限り、当日から起算されることに注意が必要である。

つまり、電子公告の公告文日付、掲載開始時刻と異議申述期間の記載は主に以下の3つのパ

【別表 1】

	公告文日付	掲載開始時刻	異議申述期間の記載
官 報	平成23年 2 月 4 日	午前 8 時30分	本公告掲載の翌日から一箇月以内
電子公告	平成23年 2 月 4 日	午前 0 時00分	本公告掲載の翌日から一箇月以内

【別表 2】

	公告文日付	掲載開始時刻	異議申述期間の記載
官 報	平成23年 2 月 4 日	午前 8 時30分	本公告掲載の翌日から一箇月以内
電子公告	平成23年 2 月 4 日	午後 1 時00分	本公告掲載の翌日から一箇月以内

【別表 3】

	公告文日付	掲載開始時刻	異議申述期間の記載
官 報	平成23年 2 月 4 日	午前 8 時30分	本公告掲載の翌日から一箇月以内
電子公告	平成23年 2 月 5 日	午前 0 時00分	本公告掲載の日から一箇月以内

ターンが存在することになる。

官報掲載日は、平成23年 2 月 4 日（金曜）と仮定する。

(1) 官報の掲載日と同日の午前 0 時に電子公告を掲載する場合（【別表 1】）

異議申述期間は、平成23年 2 月 5 日から平成23年 3 月 4 日までとなる。なお、電子公告を午前 0 時 0 分に掲載するのは技術上困難であるため、実際は前日の夕方より、電子公告の掲載を開始しているのがほとんどである。

(2) 官報の掲載日と同日の午前 0 時以外（例えば午後 1 時）に電子公告を掲載する場合（【別表 2】）

異議申述期間は、平成23年 2 月 5 日から平成23年 3 月 4 日までとなる。電子公告を午前 0 時 0 分以外に掲載することは容易であり、本来このパターンがもっとも素直な公告スタイルといえるであろう。

(3) 官報の掲載日の翌日の午前 0 時に電子公告を掲載する場合（【別表 3】）

異議申述期間は、公告文日付が違うものの、一致し、平成23年 2 月 5 日から平成23年 3 月 4 日までとなる。公告文面が異なることに違和感

をもたれる場合があるが、公告は公告すべき事項が網羅されていれば問題がなく、記載（表現方法）の違いは全く問題ではない。また、2 月 5 日は土曜日であるが、電子公告は、官報と異なり、平日でなくとも開始が可能である。

(3)の事例は、債権者異議申述期間がみごとに一致するが、事例はまだ少ないようである。その理由として考えられるのは、実施している会社の担当者、相談を受けた司法書士がよく理解した上でなければ実施に踏み切れないからであろうか。

最後に

実話として、1 万件近い各別の催告を行った会社が、この制度を知っていればコストを削減し、手間を省くことができたという話があった。まだまだ、二重の公告によって各別の催告が省略できることが十分周知されていないのかもしれない。二重公告は、異議申述期間や官報の掲載時刻、電子公告の特質を十分理解する必要がある。

（どい まんじ）